

## 【令和3年7月1日から一部様式で押印が不要となりました】 都市計画法第53条第1項に規定する許可申請等を行う場合について

「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する事務処理要綱」を改正し、許可申請手続きに係る押印についての見直しを行いました。(令和3年7月1日施行) 詳しくは、市ホームページをご確認ください。

<押印が不要となった様式>許可申請書、変更届出書、取止届、取下届

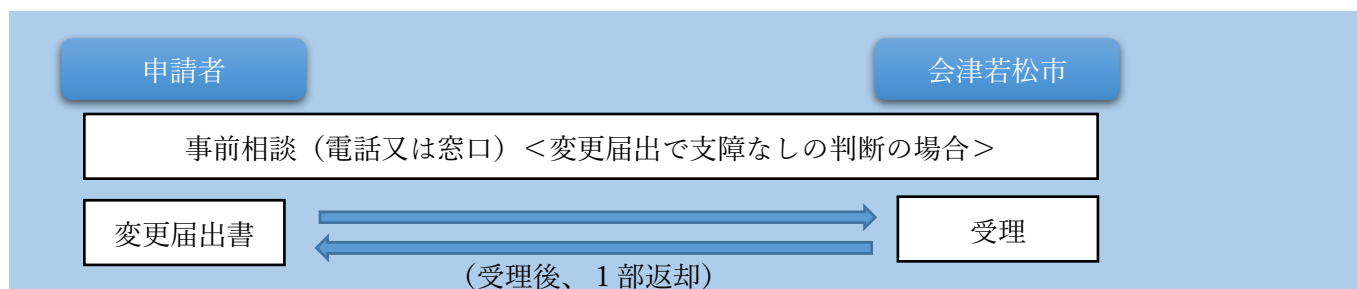
<署名又は記名押印が必要な様式>同意書、委任状

<通常の手続きの流れ>



※許可申請書提出時の必要書類は、事務処理要綱をご確認ください。(市ホームページに掲載しています)

<許可後に変更がある場合>

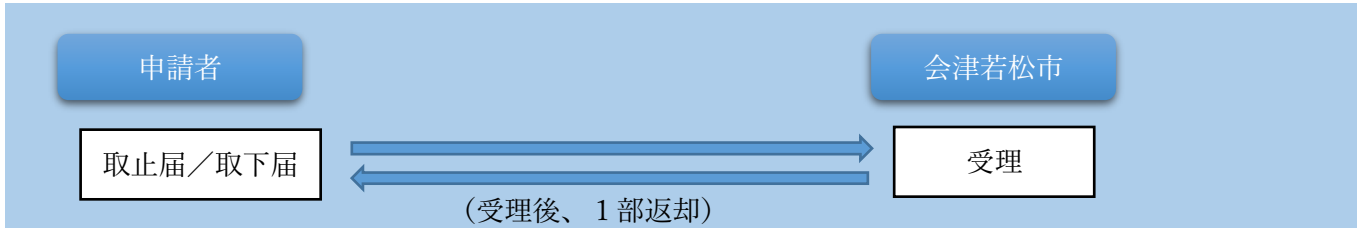


※変更内容によっては、書面での事前相談又は許可の取り直しとなる場合があります。

※変更届出書提出時の必要書類は、以下のとおりです。必ず電話又は窓口にて事前相談を行った上で、提出してください。受理後に、1部返却します。

- ・変更届出書 (正副2部)
- ・変更箇所がわかる図面 (正副2部)
- ・許可通知書 (写)

<許可後に工事を取り止める場合/許可申請を取下げようとする場合>



※取止届及び取下届提出時の必要書類は、以下のとおりです。それぞれ受理後に、1部返却します。

- ・取止届/取下届 (正副2部)
- ・(取止届の場合) 許可通知書 (原本)

<問合せ先 会津若松市役所建設部都市計画課 電話 0242-39-1261>



市ホームページ  
URL